

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在のC工業に採用され、建設作業員として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、解体工事現場において、電動サンダーを使用していた作業中、脚立から転落し、左眼瞼等を負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、本件事故当日、D病院に受診し「両遠視性乱視、左眼球打撲傷、左眼瞼裂創、左虹彩炎、左前房出血、左緑内障、左眼窩底骨折、左頬部裂創」と診断され、治療を受け、平成〇年〇月〇日にはE病院に転医し「左眼瞼術後癒痕、左兎眼症」と診断され、以後「両足痛、慢性疼痛、左眼癒痕拘縮、右股関節唇損傷、右変形性膝関節症」等の診断が加わり、加療を継続した。同月〇日には、F整形外科・外科病院に受診し「右股関節炎、両足底異物後、腰椎椎間関節症、腰椎椎間板ヘルニア」と診断された。

請求人は、同年〇月〇日、G病院にも受診し「右股関節唇損傷」と診断された。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、H病院に受診し「右特発性大腿骨頭壊死」等と診断された。

請求人は、「右特発性大腿骨頭壊死」等の上記傷病を発症したのは、本件事故が原因であるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は「右特発性大腿骨頭壊死」は業務との因果関係は認められないとして、この傷病に係る休業補償給付を不支給

とし、その他眼科等の傷病に係る休業補償給付については、休業を要する状態と認められた日に関し支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の「右特発性大腿骨頭壊死」は業務上の事由によるものではないとして、この傷病に係る休業補償給付を不支給とし、その他の傷病に関する休業補償給付については、休業を要する状態と認められた日に限り支給するとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件事故の約1か月後の平成〇年〇月中旬頃から右足の付け根に痛みが出て歩きにくくなったため、同年〇月末、E病院において手術を受けたが、手術後3か月以上経っても全く治らず、H病院に転医したところ、右大腿骨頭壊死と判明したため、平成〇年〇月に手術を受けた旨述べている。

(2) 本件に係る医学的見解をみると、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「関節鏡の所見で軽度の軟骨損傷を認めておりました。その後経過中に関節裂隙の若干の狭小化を認めておりました。私の見解では大腿骨頭壊死ではなく、変形性股関節症の初期の状態であったと考えております。」と述べている。

一方、J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「右特発性大腿骨

頭壊死」と診断し、その根拠を「MR Iにて、骨頭内にてlow intensity bandを確認した。」と述べ、本件事故と同疾病発症との因果関係については、「特発性にて原因の特定は困難と考えますが、外傷が起因しての可能性は十分にあると考えます。」と述べている。

この点、K医師は、同月○日付け意見書において、請求人の傷病を「右特発性大腿骨頭壊死」と診断し、「(平成○年)○月○日と(同年)○月○日の股関節のMR Iでは、少なくとも骨頭壊死の所見はない。周囲組織の内出血等軟骨損傷、骨挫傷、骨頭下骨折、栄養血管の損傷等、外傷性大腿骨頭壊死になりうる前兆がない。」と述べ、本件事故後約1か月及び約2か月の時点では、骨頭壊死の所見はなく、外傷性大腿骨頭壊死になり得る前兆を否定している。また、同医師は、「H○. ○. ○(受傷後8ヶ月)でのMR Iで、右大腿骨頭の信号異常を認める。」と述べている。

(3) 以上の医学的見解及び請求人の主張を踏まえ、当審査会において、改めて検査画像データを読影したところ、平成○年○月○日のCR画像及びMR I画像において、大腿骨頭壊死の所見が確認できた。

これらを総合すると、本件事故後約1、2か月の時点では、請求人には骨頭壊死の所見はなく、外傷性大腿骨頭壊死になり得る前兆も否定され、平成○年○月○日まで請求人を診察していたI医師も大腿骨頭壊死を否定しているところ、本件事故から約8か月後の同年○月○日のMR I画像で「右特発性大腿骨頭壊死」の状態になったものと考えられる。

また、K医師は、上記意見書において、当該大腿骨頭壊死に関して「時系列にみて、外傷を起因として骨頭壊死に進行した可能性は極めて少なく、主治医の推察どおり『特発性』の可能性が高く(以下略)」とし、請求人の疼痛は、「特発性大腿骨頭壊死が偶発的に合併しており、その痛みであったと解釈するのが自然である。」と述べており、請求人の症状経過を考えると、当審査会としても当該意見は妥当であって、請求人に発症した大腿骨頭壊死は原因が特定できない特発性のものであり、偶発的に合併したものと判断する。したがって、「右特発性大腿骨頭壊死」の発症と本件事故との因果関係は認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に発症した「右特発性大腿骨頭壊死」は業務上の事由によるものであるとは認められず、その他の傷病に関しても、休業を要

する状態と認められた日に限定し休業補償給付を支給するとした監督署長の処分は妥当であると判断する。

したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。